

## 測量成果複製承認書

佐倉市民ハイキングクラブ 代表幹事 殿

平成30年8月14日付で、貴殿から申請のありました基本測量成果の複製については、測量法第29条の規定に基づき、下記のとおり承認します。

平成30年8月20日

国 土 地 球 長

記



### 1. 承認事項

- |                     |                        |
|---------------------|------------------------|
| (1) 複製目的            | Webサイト「佐倉市民ハイキング」作成のため |
| (2) 複製する測量成果の種類及び内容 | 2万5千分1地形図<br>申請書記載のとおり |
| (3) 複製期間            | 承認後1年間                 |
| (4) 複製部数            | サーバ1台                  |
| (5) 複製作業者           | 申請者に同じ                 |

### 2. 条件

- (1) 成果品には、次の字句を見やすいところに必ず明示してください。  
「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分1地形図を複製したものである。  
(承認番号 平30情複、 第474号)」
- (2) 複製後、成果品を得たときは、速やかに1部提出してください。なお、Web上で公開される場合は  
サイトのURLを報告してください。
- (3) 承認を得て作成した複製品を第三者がさらに複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならぬことを複製品に明示してください。
- (4) 複製しようとする基本測量成果は最新版を使用してください。

### 3. 承認の取消し

承認事項及び条件は必ず厳守してください。  
これらに違反するときは承認を取り消すことがあります。